

掛川市条例第 2 1 号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合</p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>一戸建ての住宅 1戸につき15,000円</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき5,000円</u></p> <p>(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合</p> <p style="margin-left: 2em;">ア・イ (略)</p>	<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合</p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>新築住宅</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(ア) <u>一戸建ての住宅 1戸につき15,000円</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(イ) <u>一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき5,000円</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>新築住宅以外の住宅</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(ア) <u>一戸建ての住宅 1戸につき22,000円</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(イ) <u>一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき7,000円</u></p> <p>(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合 <u>(新築住宅に限る。)</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア・イ (略)</p>

(3) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき52,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき
24,000円

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき12,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき
4,000円

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合

ア・イ (略)

(3) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき31,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき
13,000円

(都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料)

(3) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき52,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につ
き24,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき76,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につ
き35,000円

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき12,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につ
き4,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき17,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につ
き6,000円

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合 (新築住宅に限る。)

ア・イ (略)

(3) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき31,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につ
き13,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき44,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につ
き20,000円

(都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料)

第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律
(平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき10,000円

ウ (略)

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 265,000円

ウ その他の建築物

第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律
(平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円

ウ (略)

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この条において「誘導基準」という。）のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき265,000円

(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき93,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき422,000円

(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき156,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき265,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき422,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき6,000円

(2) その他の場合

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき133,000円

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき265,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき93,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき422,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき156,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(2) その他の場合

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき133,000円

(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき47,000円

	<p><u>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>(a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき214,000円</u> <u>(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき81,000円</u></p>
<p>ウ その他の建築物 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>1件につき133,000円</u></p>	<p>ウ その他の建築物 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき133,000円</u> <u>b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき47,000円</u></p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>1件につき214,000円</u></p>	<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき214,000円</u> <u>b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき81,000円</u></p>
	<p><u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)</u> <u>第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。</u> <u>(1) 市長が定めた機関が交付した法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面その他これに準ずると市長が認める書面を添付する場合</u> <u>ア 一戸建ての住宅 1戸につき5,000円</u> <u>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</u> <u>(ア) 住戸部分</u> <u>a 申請戸数が1戸のもの 1件につき5,000円</u> <u>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき10,000円</u></p>

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
1件につき17,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件に
つき29,000円

(イ) 共用部分 1件につき10,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以
内のもの 1件につき10,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを
超えるもの 1件につき29,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内
のもの 1件につき10,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
えるもの 1件につき29,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき
37,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
1件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
1件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件に
つき150,000円

(イ) 共用部分 1件につき120,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以
内のもの

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令（平成28年経済産業省
令・国土交通省令第1号。以下この
条において「省令」という。）第8条
第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基
準による審査を行う場合 1件につ
き265,000円

(b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)
に規定する基準による審査を行う場
合 1件につき93,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを
超えるもの

(a) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)
に規定する基準による審査を行う場

合 1 件につき422,000円

(b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)
に規定する基準による審査を行う場
合 1 件につき156,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内
のもの

a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に
規定する基準による審査を行う場合
1 件につき265,000円

b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に
規定する基準による審査を行う場合
1 件につき93,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
えるもの

a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に
規定する基準による審査を行う場合
1 件につき422,000円

b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に
規定する基準による審査を行う場合
1 件につき156,000円

2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネル
ギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対す
る審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる
事務の区分に応じ、当該各号に定める額とす
る。この場合において、当該申請の際、法第31
条第2項において準用する法第30条第2項の規
定による申出がされたときは、第13条の2第1
号に定める額の手数を併せて徴収するものと
する。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第31条第2
項において準用する法第30条第1項第1号に
掲げる基準に適合することを証する書面その
他これに準ずると市長が認める書面を添付す
る場合

ア 一戸建ての住宅 1 戸につき3,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1 件につき
3,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
1 件につき6,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
1 件につき10,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件に

つき17,000円

(イ) 共用部分 1件につき6,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき19,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき55,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき78,000円

(イ) 共用部分 1件につき61,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき133,000円

(b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき47,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき214,000円

(b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき81,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に
規定する基準による審査を行う場合
1件につき133,000円

b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に
規定する基準による審査を行う場合
1件につき47,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
えるもの

a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に
規定する基準による審査を行う場合
1件につき214,000円

b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に
規定する基準による審査を行う場合
1件につき81,000円

3 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネ
ルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査
に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第36条第1
項に規定する基準に適合することを証する書
面その他これに準ずると市長が認める書面を
添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき5,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき
5,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
1件につき10,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
1件につき17,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件に
つき29,000円

(イ) 共用部分 1件につき10,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以
内のもの 1件につき10,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを
超えるもの 1件につき29,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内
のもの 1件につき10,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
えるもの 1件につき29,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき37,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの

(a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき37,000円

(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

(a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円

(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき35,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの

(a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき106,000円

(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき51,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの

(a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき150,000円

(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円

(イ) 共用部分 1件につき120,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円

(b) 省令第1条第1項第1号ロに規定

<p>第2節 政令に基づく事務に係る手数料 (狂犬病予防法施行令による手数料) 第21条 (略)</p>	<p>する基準による審査を行う場合 1 件につき93,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを 超えるもの</p> <p>(a) 省令第1条第1項第1号イに規定 する基準による審査を行う場合 1 件につき422,000円</p> <p>(b) 省令第1条第1項第1号ロに規定 する基準による審査を行う場合 1 件につき156,000円</p> <p>ウ その他の建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内 のもの</p> <p>a 省令第1条第1項第1号イに規定す る基準による審査を行う場合 1件に つき265,000円</p> <p>b 省令第1条第1項第1号ロに規定す る基準による審査を行う場合 1件に つき93,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超 えるもの</p> <p>a 省令第1条第1項第1号イに規定す る基準による審査を行う場合 1件に つき422,000円</p> <p>b 省令第1条第1項第1号ロに規定す る基準による審査を行う場合 1件に つき156,000円</p> <p>第2節 政令に基づく事務に係る手数料 (狂犬病予防法施行令による手数料) 第21条 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。